

【総合計画審議会の役割】

総合計画審議会では、市長の諮問に応じて、長期総合計画に関する事項について、専門的な見地、また市民の視点で、必要な調査及び審議を行っていただき、長期総合計画案の対する答申を市長に提出していただきます。

令和元年度：基本構想案の調査及び審議	市長に中間答申（基本構想）
令和2年度：基本計画案の調査及び審議	市長に最終答申（総合計画）

【総合計画審議会設置規則】

（趣旨）

第1条 この規則は、糸島市附属機関の設置に関する条例（平成22年糸島市条例第16号）第3条の規定に基づき、糸島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、糸島市総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 行政委員会等の委員
- (2) 市内の公共的団体等の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 一般公募した市民
- (5) 市長が特に必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する諮問に係る事務が終了するまでとする。ただし、前条第2項第1号に掲げる委員の任期は、その在任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、企画部経営戦略課において処理する。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。